

特許侵害訴訟における損害賠償額についての判例まとめ集

特許第2委員会
第1小委員会

当小委員会では、損害賠償額を算定する法的根拠の日本と欧米の比較を行うとともに、最近約10年間の特許侵害訴訟判決の中から損害賠償額が認定されたものに注目し、その適用条文、算定方法を解析し、今後の損害賠償額算定方法のあり方を検討し、知財管理8月号に「特許侵害訴訟における損害賠償額についての考察」という題目で論文報告を行った。

この論文作成時に行った判例の調査・分析結果について、表形式にまとめたものが本資料である。具体的には、最高裁のホームページの「知的財産権裁判例集」により平成4年1月から平成15年11月までに東京地裁と大阪地裁で言い渡された特許権に対する損害賠償請求が認められた事件を対象とした。なお、職務発明(35条)等に関しては除外した。

表には、判決日、事件番号、裁判所、裁判長名、原告・被告名のほか事件の分野も示した。原告請求額の欄には金額及び請求の元になる条文を、さらに裁判所の認定額とそれを判断した理由及び計算式を併記した。

特許侵害訴訟における損害賠償額は、認定件数、認定額共に平成11年より増加傾向にあり、特に認定額においては、大幅に増加している。その理由としては、逸失利益の推定における102条1項の新設によるものであるが、「利益」に対するいわゆる「限界利益説」の採用増とも深い関係があると考えられる。上記の論文においては、以上の通りの分析を行ったが、本資料は分析を行う上で判例の要点をまとめたものであり、読者の方が今後検討される上での参考になれば幸甚である。

なお、本資料は2003年度特許第2委員会の戸田裕二委員長(日立製作所)をはじめ、同第1小委員会のメンバーである八尋昭人(住友金属工業、小委員長)、福田雄一(日本ガイシ、小委員長補佐)、加藤和彦(リコー)、小滝正宏(豊田合成)、机昌彦(日本電気)、古川卓(新日鉄ソリューションズ)、山崎京介(古河電気工業)、横尾徹郎(日立製作所)の執筆によるものである。

以上